

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和4年1月29日)

長与町議会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和4年11月29日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員長 岩永政則 副委員長 浦川圭一
委員 金子恵 委員 堤理志

欠席委員

委員 河野龍二

出席委員外議員

議長 山口憲一郎 副議長 西岡克之

職務のため出席した者

議会事務局長 青田浩二 議事課長 福本美也子
係長 江口美和子

説明のため出席した者

町長 吉田慎一	副町長 鈴木典秀
教育長 金崎良一	総務部長 日名子達也
企画財政部長 森川寛子	教育次長 山本昭彦
総務課長 村田ゆかり	土木監理課長 山崎禎三

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和4年第4回長与町議会定例会について
- (2) その他

開会 9時28分

閉会 9時58分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。ちょっと時間が早いようでございますけども定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。12月6日招集の第4回定例会の運営につきまして会議次第により会議を進めますので、どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

初めに、議長のあいさつをお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。早いものでもうあと2日ぐらいすれば12月になって、もう今年が終わろうかとしておりますけども、相変わらずコロナの方は第8波ということで私の身近な方々が結構出ておりますけども、今回第4回定例会が行われるわけでございますけれども、注意をしながら慎重審議をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に、町長のごあいさつをお願いします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本日は、第4回定例会に係ります議会運営委員会を開催していただきまして、大変ご多忙の中、誠にありがとうございます。先ほど議長の方からお話をありましたように、新型コロナウイルスがまた感染者数が増えているということでございます。そういう中で本町も同じように増えてきておるというような状況でございます。また、今年はインフルエンザがまた増えてきてるっていうことでございまして、この同時進行になっているというようなところで注意の喚起もあるようでございます。これから年末の大変ご多用な時期になりますけれども、ぜひ皆さま方におかれましては体調管理に引き続きご注意いただきまして、感染症予防対策にご協力を賜りますことを切にお願いを申し上げたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

令和4年第4回長与町議会定例会についてを議題といたします。提出予定議案等につきまして町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回の定例会では議案17件を予定しております。提案内容につきましてはこれから所管の部長の方から説明させますので、どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（岩永政則委員）

最初に総務部関係につきまして、日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

おはようございます。総務部では議案第63号から第77号まで15件でございます。まず、議案第63号長与町情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例につきましては、条例等において書面などにより行うこととされております行政手続につきまして、情報通信技術を活用してオンラインで行うことができるることとする旨の通則的な事項を定めることにより、町民および事業者の利便性の向上、および行政運営の効率化を目的に条例を制定するものでございます。次に、議案第64号長与町個人情報保護法施行条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定により、個人情報の保護に関する法律において地方公共団体における個人情報の保護に係る規律が一元化されることに伴いまして、長与町個人情報保護条例を廃止し、新たに同法の施行に関し必要な事項を定める条例を制定するものでございます。次に、議案第65号長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、長与町個人情報保護法施行条例の施行に伴い関係する条例中の字句の整理などを行うものでございます。次に、議案第66号長与町行政不服審査会条例につきましては、長与町行政不服審査会を長与町行政不服審査会および長与町情報公開個人情報保護審査会の2つの機関に改組するに当たりまして、長与町行政不服審査会条例を廃止し、行政不服審査法の規定により設置される行政不服審査会の運営に関する事項を規定し、併せて所要の規定を整理するものでございます。次に、議案第67号長与町情報公開個人情報保護審査会条例につきましては、長与町行政不服審査会を長与町行政不服審査会および長与町情報公開個人情報保護審査会の2つの機関に改組するに当たりまして、情報公開制度および個人情報保護制度に係る開示決定などに対する審査請求の諮問を受ける機関として、長与町情報公開個人情報保護審査会を設置するものでございます。続きまして、議案第68号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、長与町情報公開個人情報保護審査会の設置に伴い、同審査会の委員の報酬及び費用弁償を定めるため所要の改正を行うものでございます。続きまして、議案第69号長与町情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、長与町個人情報保護法施行条例の規定に基づき開示請求の手続きと整合を図りまして、および長与町情報公開個人情報保護審査会の設置により審査請求に係る諮問を行う機関を同審査会とするため、所要の改正を行うものでございます。続きまして、議案第70号長与町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法等の改正に伴いまして職員の定年を令和5年4月から段階的に65歳まで引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制を導入する他、所要の改正を行うものでございます。続きまして、議案第71号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法の一部改正による管理監督職勤務上限年齢制および定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴いまして、定年引き上げ後の関係条例につきまして所要の整

備を行うものでございます。続きまして、議案第72号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第73号町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の国家公務員の給与改定に準拠するため、町議会議員および三役の期末手当の支給割合を改めるものでございます。次に、議案第75号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告の内容に準じて町職員の勤勉手当における支給割合および給料月額の改定を行うものでございます。続きまして、議案第76号長与町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告の内容に準じて会計年度任用職員の報酬基準月額の改定を行うものでございます。最後に、議案第77号長与町駐車場事業特別会計設置条例を廃止する条例につきましては、町営駐車場に関し特別会計において経理する必要がなくなったため、長与町駐車場事業特別会計を廃止するものでございます。以上15議案でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に企画財政部関係につきまして、森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆さんおはようございます。それでは、企画財政部所管の提出議案についてご説明を申し上げます。議案第79号令和4年度長与町一般会計補正予算（第7号）です。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,010万8,000円を追加し、補正後の予算総額を150億4,801万9,000円とするものです。補正の主なものといたしましては、原油価格や電気、ガスなどの物価高騰対策として町内に本社を有する中小企業等に対する補助金や、福祉、介護、保育施設や医療機関などに対する補助金、経済的な理由により就学が困難な世帯に対しての教育費の給付として臨時特別給付金などを計上いたしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に、建設産業部関係につきまして、山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

皆さまおはようございます。建設産業部では議案を1件予定をいたしております。議案第78号長与町潮井崎キャンプ場条例でございますが、町民および町を訪れる観光客が自然に親しむとともに、野外活動やレクリエーションを通じまして健康および福祉の増進を図るために、長与町潮井崎キャンプ場の設置および管理に関する必要な事項を定めるものでございます。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

以上で説明を終了いたします。

次に、一般質問の通告並びに請願陳情等につきまして説明させます。

青田議会事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

一般質問につきましては通告者11名、質問件数20件となっております。通告者および質問項目はお手元に配布のとおりであります。請願は1件、お手元に配布のとおりでございます。陳情は1件あり、参考配布を予定しております。写しをお手元に配布しております。説明は以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

続いて、委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務厚生常任委員会に付託するものは議案第63号から議案第77号まで、産業文教常任委員会に付託するものは議案第78号、請願1号、議案第79号につきましては分割付託といたします。また、長与町議会の個人情報の保護に関する条例については、12月6日開催予定の全員協議会で議案の説明をし、全会一致であれば発委第2号として最終日に提出し本会議即決といたしたいと思っております。以上、委員会への付託などにつきましては、ただ今のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従いまして、委員会への付託などにつきましては、ただ今のとおり決定をいたします。

続いて、会期日程案につきまして説明をさせます。

青田事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

会期につきましては、12月6日火曜日から12月16日金曜日までの11日間で、6日火曜日、議長報告、行政報告、報告事項、議案上程、提案理由説明まで。その後、全員協議会。7日水曜日、8日木曜日、一般質問。9日金曜日、一般質問、議案審議、質疑付託。10日土曜日、11日日曜日は休会。12日月曜日から13日火曜日まで付託案件審査。14日水曜日から15日木曜日まで付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ。16日金曜日、委員長報告、採決、議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑採決。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

お諮りをいたします。会期日程案につきましては、ただ今の説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って、第4回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定をいたしました。皆さんから何かございませんかね。ないようでございますので、以上をもちまして令和4年第4回長与町議会定例会についてを終了いたします。執行部の方はご退席を願います。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

最初に全員協議会への報告書の確認を議題といたします。別紙により局長をして説明をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらの4つの資料は全員協議会に議員の皆さんに配布する資料となっております。前回の議会運営委員会での訂正箇所と併せて報告いたします。まず、全員協議会への報告ということで、一人一役についてということで、そこでちょっと段落を設けるということで段落をつけております。そして、産業厚生常任委員長としていたところ、産業厚生を産業文教に変えております。そしてその下の議会広報広聴の広聴の広が間違っていたので、そちらを訂正しております。次のタブレット端末についてっていうところも、こちらもちょっと段落を設けております。資料の2枚目をお願いします。こちらの一人一役の表については変更はございません。タブレット端末導入の考え方についても変更はございません。4枚目の長与町議会タブレット端末機使用基準のところで、第5条でパスワードの変更があった場合は変更届を出さなければいけないんじゃないかなということで、そちらの方を「ただし、パスワードを変更した場合は、パスワード変更届出書（様式第1号）により議長に報告するとともに、管理者にもその旨を報告するもの」ということを追加変更しております。4ページ、こちらの方、前回河南町の方をベースに作っておりまして、青文字で熊取町の方を入れておりますし、遵守事項第12条のところで（10）、（11）の熊取町のところを追加するということで、そちらの方を追加しております。そして5ページの第16条のところで、2行目のタブレット端末機紛失破損等報告書、こちらの方第1号となっておりましたのを、先ほどのパスワードの変更届出の方を第1号としておりますので第2号に改めております。そしてそこの第3項の「端末機の盗難、紛失、破損等により、保守契約の対応範囲外の費用が発生した場合は、議長は、当該経費を使用者に負担させることができる」ということで、こちらの方、熊取町の案を採用させていただいております。そして5項の分も熊取町ということで「契約で定められた端末ごとの通信容量を超過したことにより通信速度が制限された場合において、当該端末機の使用者が速度制限の解除を議長に申し出たときは、使用者の費用負担により、速度制限の解除に係る措置を取ることができる」、こちらの方、熊取町の分を採用させていただいております。そして6ページをお願いします。こちらの方が様式第1号ということでパスワードの変更届出書になります。7ページにおきましては、先ほどの説明のとおり様式第2号になりまして、あとは16条関係ということで訂正をさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

前回の協議の結果等を踏まえて訂正等がなされたものを添付いたしております。順序よくいきますが、一番頭の全員協議会への報告の1枚紙はこれで別に問題ないんじやないかと思いますが、どうでしょうかね。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

はい、そしたらこのとおり報告をいたしたいと思います。2番目も変更なしですので、いいですね。それから、3番目も考え方については変更なしということで訂正しておりませんで前回と同様です。いいですね。

(「異議なし」の声あり)

はい。次に、タブレットの端末使用基準、ここで協議の結果追加をする等々の協議がなされた結果を追加をして今説明があったわけですが、何かこれ違ったんじゃないのというようなことございませんかね。いいですか。

(「異議なし」の声あり)

はい。それじゃ、以上のとおり決定をさせていただきます。これをもって、全協で報告をするようにいたしたいと思います。全員協議会への報告については、以上をもって終わりたいというふうに思います。

次に、議会の個人情報保護条例の件を議題といたします。課長から、部分的な説明、訂正等があるようでございますので説明をさせます。

課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

皆さまお疲れさまです。個人情報の保護条例案ということで、前回の議会運営委員会の方で案を配布させていただきました。その中で一つ、第50条というところで審議会への諮問という項目を載せていましたけれども、こちらについてが町の法令審議会の方で指摘がありまして削除することになりましたので、その旨の報告をさせていただきます。審議会の第50条というのが、個人情報の適正な取り扱いを確保するために、専門的な意見を聞く場合に町の審査会に諮問することができるという内容でございます。ただ、この内容というのが法の改正後というのがこの前も少し説明をしたんですけども、個人情報を取り扱う所管というのが国の行政機関である個人情報保護委員会の方に統一をされるということで決まっておりますので、町が持つ審査会でこういった専門的な知見の意見を述べるといった諮問機能というもの自体が持たなくなるということで、この50条については削除をするということにいたします。これにつきましては、先ほど申し上げたように法令審議会の方で話がありまして、町の方と調整をさせていただいております。この50条の削除によりまして、以下の51条1項を1条ずつ繰り上げをいたしまして全56条ということで、今度の12月6日の全員協議会の方では案を配布させていただきまして、説明をさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたが、何かご意見等ございませんかね。お手元に持たない人もいらっしゃいますのでちょっと参考に私の方から読んで、削除ということです。「審議会への諮問第50条議長は個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づき意見を聞くことが特に必要であると認めるときは審査会に諮問することができる」ということで、表現等がテーマの審議会と本文の審査会とか若干の何か解釈とか表現が違ったものもあったようでしたけども、これを全部削除することで以降1条ずつ繰り上げるということですね。そういうことで皆さんから意見ございませんかね。何か質疑ないですか。

(「異議なし」の声あり)

はい。そしたら、一応そのように訂正して、提案していくということでございます。もう1回ちょっと確認をしておきたいというふうに思いますけども、この個人情報保護条例については、前回の委員会で決定をいただきましたように全員協議会で、まず前提が全員協議会で説明をして、そして全員の合意を得られたならば議会運営委員会の1つは発委として提案するというのが1つ。それで2つ目には、提案は今日も決めていただきましたように最終日の本会議に追加提案をして、質疑、討論は省略をして採決をするということです。そういうことで決めていただいておりますので、そのとおり議会運営をしていただくということです。ただ、全員協議会の6日にこの条例案を配布するよりは、一般の議案の配布時に参考的に前もってちょっと文書を付けて、よく見ていていただけませんかということで配布をするようにこの前も申し上げておりますので、そのように事務局は取り扱いをしていただくということでございますので、事前に1日に配布するということでございます。従って、先ほど言った2、3点の決定事項については議長諮問にいたしておりましたので、議長諮問につきましては基準の委員会条例の4条の関係で、全員協議会では議長が報告するということに規定いたしておりますので、議長から3点を事前に話をして、こういうことで決めていただきました。それをもって個人情報保護条例の検討を今からしていただきますというような流れで全員協議会を進めていただくということに、議長とも協議をいたしておりますので、そういう流れで進んでいくということです。いろいろ異論があつたりして合意に達し得なければこれは発委もできませんので、その段階で再度また皆さん方と協議してまいりたいと。もし合意が得られなかつたらですね。そういうことで、考えておいていただきたいというふうに思います。その他皆さんから何かございませんかね。いいですか。ないようでしたら、以上をもちまして本日の議会運営委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

(閉会 9時58分)